

横浜市中小企業振興基本条例に基づく  
平成30年度の取組状況について

1 中小企業振興施策の実施状況について ..... 2

【報告書掲載事業】 1事業／全体 72事業

番号	事業名	掲載頁
33	横浜健康経営認証	31

2 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について ..... 4

# 1 中小企業振興施策の実施状況について

33

## 横浜健康経営認証制度

(単位:千円)

30決算額	2,801
29決算額	868

### <事業・取組のねらいと概要>

(健康福祉局保健事業課、経済局ライフィノベーション推進課)

健康経営とは、従業員等の健康保持・増進の取組を企業の収益性等を高める投資として捉え、従業員等の健康づくりを経営的な視点から考え、戦略的に実践することです。健康経営の概念を幅広く普及させるため、健康経営に取り組む事業所を、横浜健康経営認証事業所として認証します。

### 【30年度の具体的な実績・成果、市内企業の声等】

横浜健康経営認証制度は、健康経営に取り組む事業所を後押しするため、平成28年度に新設した制度です。

#### ○認証事業所数

	平成30年度	平成29年度
応募事業所数	202	63
認証事業所数	199	57
中小企業数	137	33
小規模企業者数	64	13

#### ○健康経営セミナー等の開催、専門家派遣

よこはま健康経営会議等を開催し、具体的な健康経営の取組事例などを紹介しました。

また、横浜健康経営認証事業所に専門家派遣を行うなどし、市内事業所の健康経営の取組を支援しました。

### <課題と令和元年度以降の対応>

○健康経営に取り組む機運は高まりつつあるものの、健康経営はまだ新しい概念であるため、市内企業、特に中小企業に向けて、普及啓発を継続していく必要があります。

○協定を締結した民間事業者等と連携し、健康経営の概念を幅広く普及させ、健康経営に積極的に取り組む企業等を増やしていきます。

○セミナーなどを通し、健康経営の取組の継続やステップアップのためのポイントを周知し、市内企業の健康経営を後押ししていきます。

※健康経営は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

## コラム⑥ ～市内中小企業の健康経営の取組とその支援について～

### ○横浜健康経営認証制度

<30年度の認証事業所（199事業所）>

うち、中小企業基本法の中小企業の定義にあてはまる市内事業所 137事業所



#### ◀認証事業所の取組事例▶

- ・建設現場での社員の安全を確保するため、血圧計を購入し、定期的に社員の血圧を測定している。
- ・社内全員で話し合って、みんなで取り組み、全社禁煙とした。
- ・業務時間中は着席していることが多いため、運動のきっかけに、社員でチームを作り、スポーツ大会に参加した。運動だけでなく、コミュニケーションの形成にもつながっている。
- ・健康課題を解決する目標をたて、健康機器の導入、環境に適した制服の導入、セミナーの開催や社内報での健康情報の発信等を実施した。また、取組の結果を振り返り、次の取組に向け検討している。

#### ◀認証事業所における健康経営の取組支援▶

認証事業所における健康経営の取組を支援するため、保健師、栄養士等の専門家を派遣し、従業員向けの食生活、運動、禁煙支援等の講座を実施しています。

（平成30年度派遣実績51回）



【栄養士による食生活改善講座】



【職場でできるストレッチ講座指導】

#### ◀よこはま健康経営会議について▶

市内事業所の方々が「健康経営」に積極的に取り組むことができるよう、よこはま健康経営会議を開催しました。横浜健康経営認証事業所による健康経営の具体的な実践事例の発表や、健康経営を支援する企業に御協力いただいて健康経営等に関するサービス・製品を紹介し、具体的な取組を支援しています。



【事例発表の様子】



【展示コーナーの会場】



【展示コーナーの様子】

## 2 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

### (1) 平成 30 年度の受注機会増大に向けた取組

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点を踏まえ、従来から市内中小企業者への優先発注を基本方針として位置づけ、その周知徹底に向けた取組を進めています。

#### 主な取組

- ・ 実務担当者を対象とした経理研修において、市内中小企業者への優先発注についての説明の実施
- ・ 業者選定委員会において、契約案件ごとに市内中小企業者の受注の可否を確認し、可能なものについては市内中小企業者を優先的に選定
- ・ 発注仕様書の市内・市外等の区分や中小企業、大企業の区分に関する項目の活用による、市内中小企業者への発注の意識づけ及びチェック機能の強化

#### 30 年度発注状況

- ・ 市内中小企業契約実績件数 3,210 件（前年度比 146 件の減）  
契約実績件数に対する構成比率 90.2%（前年度比 1.3 ポイントの減）
- ・ 市内中小企業契約実績金額 599,104 千円（前年度比 67,411 千円の増）  
契約実績金額に対する構成比率 49.5%（前年度比 2.8 ポイントの減）

### (2) 今後の受注機会増大に向けた取組の方向性

「障害者優先調達推進法」に基づく障害者施設等への発注など他施策との調和を図りつつ、市内中小企業者への優先発注を基本方針として進め、今後もこれまでの取組を継続し、基本方針の周知徹底を図っていきます。

市内中小企業者への健康福祉局発注状況（健康福祉局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計			
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
平成30年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	2,747	92.3	▲0.9	177,123	69.5	▲9.8	2,976	254,975	456	234,913
	委託	463	79.3	▲2.8	421,981	44.2	▲0.5	584	955,465	1,026	21,451,431
	合計	3,210	90.2	▲1.3	599,104	49.5	▲2.8	3,560	1,210,440	1,482	21,686,344
平成29年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	2,905	93.2	0.3	177,520	79.3	3.1	3,118	223,975	410	214,903
	委託	451	82.1	5.9	354,173	44.7	2.9	549	792,675	2,504	21,422,609
	合計	3,356	91.5	1.1	531,693	52.3	2.0	3,667	1,016,650	2,914	21,637,512

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

【参考資料】

市内中小企業者への健康福祉局発注状況（財政局契約部契約締結分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計			
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
平成30年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	292	96.4	▲1.4	540,862	84.2	▲6.6	303	642,448	31	350,322
	委託	61	98.4	0.2	396,538	99.0	0.4	62	400,626	43	529,598
	合計	353	96.7	▲1.2	937,400	89.9	▲3.1	365	1,043,074	74	879,920
平成29年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	359	97.8	1.6	642,136	90.7	1.2	367	708,200	32	184,335
	委託	55	98.2	6.4	292,226	98.6	16.1	56	296,313	40	520,773
	合計	414	97.9	2.3	934,362	93.0	6.0	423	1,004,513	72	705,108

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。